

仕様書

1 目的

香川県広域水道企業団は、シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して会員業務を委託し、センターは会員業務の履行に必要な業務（以下「センター業務」という。）を受託する。

2 センター業務

センターは、センター業務を別添のシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところにより実施する。

3 会員業務

(1) 業務名

浅野浄水場清掃業務委託

(2) 業務場所

高松市香川町浅野

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除く。また、天災事変等の不可抗力や発注者が浄水場内での作業等により、会員業務を必要としないと判断した日はこの限りではない。

(4) 業務の内容

次に掲げる業務とする。なお、業務の内容については一週間（月曜日から金曜日）で割り振り、偏りなく計画的に実施するものとする。ただし、その週において会員業務を必要としない日がある場合はこの限りではない。

●浅野浄水場管理事務所、事務所周囲

ア) 休憩室、給湯室、更衣室、洗面所の床を箒、電気掃除機、モップ等で清掃する。

イ) 監視室、事務所、廊下、会議室の床面のモップ掛け（週1回程度）

ウ) 机等を拭く（週1回程度）

エ) トイレ清掃（床、便器清掃含む）

オ) 窓枠下面、流し、洗面所清掃

カ) 布団等の陰干し

キ) 軍手等の清掃、洗濯

ク) 階段、管理事務所玄関及び玄関前エントランス清掃（週1回程度）

ケ) 掃除機、ロボット掃除機の清掃

(4) 提出書類

業務実施状況報告書 各月 1部

(5) 業務時間

原則として午前8時30分から午後0時30分までの間に行うものとする。

(6) 留意事項

会員は水道法第21条第1項の規定による健康診断（検便検査）を受けるものとし、費用については、発注者が負担するものとする。

4 会員への就業条件等の明示

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第3条の特定受託事業者に係る給付の内容その他の事項の明示等は、会員業務の内容について、会員業務就業規約の規定に基づきセンターが会員に対し行うものとする。